

皆さん、こんにちは。「5分でわかるBCP・事業継続」を始めます。この動画では、事業継続力強化計画の認定で享受できる支援策についてご紹介します。

皆さん、「事業継続力強化計画」をご存じですか？

中小企業が作った防災・減災の事前対策の計画を、国が認定する制度です。

BCPよりも簡単に策定できるので、はじめの一步として取り組む事をお勧めします

計画を策定して、国から認定されると、主に5つの支援策等を受けることができます。

- ・ 税制優遇
- ・ 金融支援
- ・ 補助金の加点項目
- ・ 中小企業庁HPに企業名が公表
- ・ 認定ロゴマークを活用できる

令和元年の台風19号の浸水の被害を受けて、川崎市内のある事業者さんは、事業継続の大切さを実感しました。そこで、川崎市の専門家派遣支援を活用して事業継続力強化計画を作り、認定されました。止水板を購入し、認定事業者への支援策である税制優遇を受けることができました。計画を策定すると、多くのメリットがあります。それでは、ひとつひとつご紹介します。

メリットその1「税制優遇」です。

計画に記載した防災・減災設備の取得等を行い事業に使用した場合に、特別償却税制措置を受けることができます。

税制優遇の対象となる設備は、この表にあるように自家発電設備、排水ポンプ、感染症のサーモグラフィ装置、止水板や貯水タンクなどです。

特別償却限度額は、設備の取得価額の20%です。通常の減価償却額とは別枠で、特別に償却することができるものです。

メリットその2「低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援」です。

金融支援として、日本政策金融公庫による低利融資を受けることができます。

例えば、防災・減災を整備するために必要な設備資金について、基準利率から0.9%引き下げられます。

2つ目に中小企業信用保険法の特例です。

普通保険等とは別枠で追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

メリットその3「補助金の加点項目」です。

ものづくり補助金等の一部の補助金において審査の際に、加点を受けることができます。

加点項目が増えると採択率がアップします。事業継続力強化計画を「申請中」では加点にならず、

「認定済」になっていることが条件ですので、日頃から認定をとって準備しておくことが重要です。

メリットその4「中小企業庁のホームページに企業名が公表」されます。
中小企業庁では、認定事業者一覧に事業者を公表しています。対外的な『信用力の向上』が期待できます。

メリットその5「認定ロゴマークを活用できる」です。

ロゴマークの活用方法としては、

- ・ホームページに掲載して、情報発信する
- ・名刺にロゴマークを入れる

マークがあることで、会話の糸口となって、自分達の会社が防災・減災の計画を立てていることをアピールすることができますよね。このように、認定されると様々なメリットがあります。

また、川崎市でも、BCP策定に活用できる支援策を用意しています。

川崎市事業承継・事業継続力強化支援補助金は、BCP策定や、事業継続に関するISO取得に向けた取り組みに対して、補助対象経費の2分の1以内、限度額50万円以内を補助しています。専門事業者経費や研修受講料などが補助経費の対象です。

また、川崎市では、BCPの専門家派遣支援として、1社につき3回まで無料で相談することができます。オンラインでのご相談も受付けております。

BCP策定は、後回しにしがちですが、ぜひ川崎市の無料の専門家派遣制度を活用して、はじめの一步を踏み出してください。お問い合わせは、経済労働局経営支援課まで。